

世田谷区安全安心まちづくり条例

第1条（目的）

この条例は、すべての区民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

第2条（基本理念）

区が実施する安全安心のまちづくりは、区民の生命及び財産を守り、区民一人ひとりが尊重される地域社会を実現することを基本として、推進されなければならない。

第3条（施策の実施等）

1、区はすべての区民が安全で安心して生活することのできる地域社会を形成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

(1) 生活の安全に係る区民の意識の高揚を図る為の啓発に関すること。

(2) 生活の安全に係る区民等の自主的な活動に対する支援に関すること。

(3) 生活の安全に寄与する環境の整備に関するこ

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関するこ

2、区は、前項の施策を実施するに当たっては、区の区域を管轄する関係行政機関（以下「関係行政機関」という。）と連携を図るものとする。

3、関係行政機関は、区が実施する生活の安全に関する施策に積極的に協力するとともに、区、区民及び事業者に対し、生活の安全に関する情報の提供等に努めるものとする。

第4条（世田谷区安全安心まちづくり協議会）

1、区民の生活の安全に関する情報を共有し、施策の実施に関し必要な事項を協議するため、世田谷区安全安心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2、協議会は、区民の生活の安全に関する問題の現状の把握に努め、関係者が連携をし、生活の安全に関する施策を実施するための事項について協議する。

3、前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条（調査及び事業の実施）

区は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定による処分を受けている団体等の集団的活動その他これに類する行為により、区民が安全で安心して生活することが妨げられるおそれがあるときは、そのことから生ずる住民の生活への影響等を速やかに調査するとともに、区民が安全で安心して生活することのできる社会の確保に資する事業を行っていくものとする。

第6条（補助）

区は、前条に規定するおそれがあるときは、そのことから生ずる地域住民の生活への被害等を防止し、区民が安全で安心して生活できる社会の確保に資する活動を行う区民等の団体に対し、当該活動に要する費用について、補助することができる。

第7条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。 平成14年6月21日施行

世田谷区は、住民票不受理の裁判で最高裁への上告を断念しました。そして何よりも裁判所の職権による和解で、この住民票不受理という裁判についてのみ、提訴していったオウム信者側と和解するという方針を打ち出しました。一方で教団退出に反対する住民への経済支援などを

目的とする「世田谷区安全安心まちづくり条例」を制定し、六月二十一日付で交付施行しました。

左記に載せた第四条から第六条までの部分が、烏山地域オウム真理教（現アレフ）対策住民協議会に於ける部分です。世田谷区の住民（現アレフ）が、この現実をふまえて、

協議会としては新たな活動の一歩を踏み出さなければなりません。それは世田谷区の支援

をしっかりと受けとめて住民協議会としてオウム真理教に対する抗議活動を

風化させないことであります。

今だに反省無く、元に

協議会としてのこれからは、自分達の組織をしっかりと固めて、どんな場合でも

即ちオウムへ対応する構えをしなければなりません。

住民票がすでに約七十通を提出されているという現実

鳥山から世田谷へ、そして日本

全体の問題として考えていくこと

であり、あの忌わしい大量殺人事件を忘れる事なく、住民協議会と

して、行動を続けて行くそのためには多くの人たちの手を借りて、

輪を広げて行こうと思つています。

惜しみない力添えを、世田谷

じゅうの皆さんにお願いしてやま

せん。〔T・N〕

住民協議会の今後の展望



鳥山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会



る問題として、「学校は」
「子どもは」「児童館では」・・・そして何よりも、
生活の場としてこの地域を安全で快適な町として守っています。
これが、地域に住む人間の役割であり、住民協議会の活動目的でもあります。

オウム問題に関する他住民協議会との交流、経験者を交えての学習会、そして抗議行動と、あらゆる手段を使って絶える事なくオウム真理教に対する反対運動を続けましょう。

住民協議会では、来年一月に終了する公安調査庁の「観察処分」の延長を求める署名と要望書を7月中には公安調査庁に持参します。

特別寄稿

「自分の頭の蝇は自分で追え」

松戸市稔台地区オウム対策委員長 大井藤一郎

私たちの住む松戸市稔台地区にオウムが侵入したのは、平成十二年五月のことです。稔台という所は、世帯数四千、商住混在する典型的な住宅地で、その真ん中にオウムの給食センターともいべき施設が出現したのです。直ちに稔台地区オウム対策委員会を結成し、オウムの即時退去の運動を開始しました。平成十二年六月四日に開かれた「住民総決起大会」には、松戸市長始め地域住民約千百名以上が集まり、大変な盛り上がりを見せました。その大会の席上、「オウム即時退去」の決議がなされ、その決議文を、直ちにオウムの工場代表者に突きつけ、回答を迫ったわけです。しかし、オウムが簡単に出て行く気配はなく、これは長期戦になるという見通しの下に、このオウムの工場の活動を監視する監視所の設置や「オウム出て行け」の大看板の設置、その他各戸に張り出すビラ二千五百枚の作成などオウムに対する圧力をかけるための措置を次々と進めていったわけです。これらの活動資金は、松戸市の助成もありましたが、地元町会でも一般的の市民から二百万円以上の資金を集めました。監視所には地元住民が交代で詰め、約一年二ヶ月間延べ一千人の住民がこの監視活動に参加しました。

その一方で、オウムを冷静に観察すると、その工場住宅の賃貸借契約にしても、市の建築確認・保健所の許可・税務署の営業届まで、法的な措置は總てクリアーした上で操業しているのであって、ただ出て行けと叫ぶだけでは解決しないのではないかということが分かつてきました。そこで、我々は一方で圧力をかけながら、一方ではオウムとの直接対話を始めることにしました。こちらは対策委員会の代表七名、オウム側信者七名という形で、前後十回の交渉を行いました。このやりとりについては省略いたしますが、平成十四年九月にオウム側は五年契約を一年短縮して三年に縮められました。その後、平成十五年三月にオウム側は五年契約を一年短縮して三年に縮められる。その代わり期間短縮に伴う損失分や現状復旧費移転費等約千二百万円を住民側が支払うという内容で協定が成立しました。

この支払い資金については、松戸市と協議の結果、これを公金から支出することには、はばかりがあり、松戸全市民・市職員・各種団体などに呼び掛けて募金するということになりました。頼りになるのは地域住民の団結と自衛行動、それに地方自治体の熱意と協力です。「自分の頭の蝇は自分で追え」これが、今度の闘争で得た教訓です。

さと相互扶助の精神を示すものと考えられます。

私ども地域住民は、オウム問題は国や県の問題として解決すべきものと思つておりましたが、今度の活動の中で、実は國も県も何もしてくれないことがはつきり分かりました。頼りになるのは地域住民の団結と自衛行動、それに地方自治体の熱意と協力です。

「観察処分」署名運動経過報告

住民協議会では公安調査庁による「観察処分」の延長を求める署名運動に取り組んでいます。これは公安調査庁で行っているオウム信者居住マンション周辺を終日監視する「観察処分」が、来年1月で終了する事への延長を望む署名運動です。7月12日現在21,461名の署名が集まっています。まだまだ継続して行きますので皆さまのご協力よろしくお願ひいたします。

住民協議会活動報告

6月12日(水) 広報部会

- ・協議会ニュース17号校正

6月20日(木) 實行委員会

- ・区より住民票不受理裁判について報告他
- ・今後の活動と組織強化について

7月 6日(土) 企画部会

- ・今後の活動について－学習会
- ・組織強化について

7月12日(金) 広報部会

- ・協議会ニュース18号校正

7月16日(火) 広報部会

- ・協議会ニュース18号最終校正と19号について

詰所のトイレが水洗化されました！



かねてから懸案だった詰所のトイレが水洗化されて、あの目と鼻にくるトイレの臭いがなくなりました。でも、みんなのトイレです。監視活動で詰所を利用する際には、是非トイレ掃除もしましょう。評判の悪い駅のトイレのようにならないよう心がけたいものです。

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。